

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第4号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(104)の2 (略) (104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する <u>法律第15条第5項</u> （同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。 (105)～(117)の33 (略) (117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項 <u>又は第2項</u> （これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、 <u>又は感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の35 <u>削除</u> (117)の36～(117)の51 (略) (117)の52 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第1項 <u>又は第2項</u> の規定により、健康状態について報告を求め、 <u>又は感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の53 <u>削除</u> (117)の54～(267) (略) 2・3 (略)	(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(104)の2 (略) (104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。 (105)～(117)の33 (略) (117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求めること。 (117)の35 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項</u> （同法第7条第1項において準用する場合を含む。） <u>の規定により、感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の36～(117)の51 (略) (117)の52 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第1項の規定により、健康状態について報告を求めること。 (117)の53 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第2項の規定により、感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の54～(267) (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。